

## 東京都環境配慮型VOC対策機器導入促進事業実施要綱

(制定) 令和6年4月1日付5環改化第905号

(改正) 令和7年3月17日付6環改化第960号

(改正) 令和8年2月26日付7環改化第944号

### 第1 要綱の目的

この要綱は、東京都内（以下「都内」という。）の給油所における Stage II の導入に対して、その経費の一部を補助し普及促進を図ることで、揮発性有機化合物（VOC）の発生抑制とガソリンの節減に資する東京都環境配慮型 VOC対策機器導入促進事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

### 第2 定義

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 Stage II 給油時に自動車の給油口から大気中に放出される燃料蒸発ガス（ガソリンベーパー）を吸引し貯蔵タンクへ回収するための構造を備えた計量機をいう。
- 2 固定式 Stage II Stage IIのうち、キャノピー（屋根）からつり下がる給油ノズルが昇降する構造の懸垂式でないものをいう。
- 3 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合をいう。

### 第3 本事業の内容

#### 1 補助対象事業者

補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の要件を全て満たす者であって、3の補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する者とする。

- (1) 中小企業者等であること。
- (2) 補助対象機器（補助金の交付対象となる機器をいう。以下同じ。）の設置後、東京都（以下「都」という。）が行う環境配慮型VOC対策機器の普及促進に資するための調査に協力できる者であること。
- (3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）

イ 暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

ウ 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者

エ 法令に基づく必要な許可の取得又は届出がなされていない者

オ 税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けた者その他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者

## 2 補助対象機器

補助対象機器は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 88 号）に基づき登録された都内の給油所に設置されること。
- (2) 燃料蒸発ガスを 75%以上回収する性能を有する計量機として大気環境配慮型 S S 認定要領（平成 30 年 2 月 20 日付環境省・資源エネルギー庁大気環境配慮型 S S 普及促進事務局）第 10 条第 1 項に基づく評価を受けた計量機（回収性能を有すると知事が認めるものも含む。）であること。
- (3) 固定式 Stage II については、液化回収型であること。
- (4) 補助対象事業者がその所有権を有すること。
- (5) 未使用品であること。

## 3 補助対象事業

補助対象事業は、補助対象事業者が、都内で所有し、又は使用する給油所において、補助対象機器を導入する事業とする。

## 4 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、補助対象機器 1 台ごとにその購入、運搬、調整、据付け等に要する費用とする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

## 5 補助金の交付額

- (1) 補助金の交付額（以下単に「交付額」という。）は、補助対象経費の 3 分の 2 の額（1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、補助対象経費に都以外の者（国は除く。）からの補助金を充当する場合にあっては、補助対象経費の 3 分の 2 の額から当該補助金の額を控除した額とする。

(2) 補助金の交付額の上限額は、補助対象機器 1 台ごとに 350 万円とする。

(3) 1 つの補助対象事業において複数の補助対象機器を導入する場合にあつては、当該機器 1 台ごとの交付額相当額の合計額をもって、補助対象事業の交付額とする。

#### 第 4 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和 8 年度とする。

#### 第 5 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日付 5 環改化第 905 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 17 日付 6 環改化第 960 号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 2 月 26 日付 7 環改化第 944 号）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。